

「児童生徒の自殺予防に係る取組」について

「児童生徒の自殺予防に係る取組について」令和7年6月30日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知(7初児生第7号)より引用

岐阜県教育委員会 学校安全課

1 自殺予防に係る具体的取組について		前 … 長期休業開始前(夏休み前) 中 … 長期休業期間中(夏休み中) 後 … 長期休業期間後(夏休み後)	スクールカウンセラー(SCと表記) スクールソーシャルワーカー(SSWと表記)	
(1) 学校における早期発見に向けた取組		いつ	どのような機会に	どのように
【悩みを抱える児童生徒の早期発見】 ・アンケート調査、教育相談等とともに、一人一人に対して面談実施 ・1人1台端末の活用等による「心の健康観察」により、心や体調の変化、個別の児童生徒の状況を多面的に把握するとともに、SOSの早期把握に努め、児童生徒の自殺の未然防止に取り組む。 ・SC等による支援を行ったり、SSW等を活用したりして医療等の関係機関に繋いだりするなど、心の健康問題への対応を徹底		前	学活、ホームルーム、個人面談、1人1台端末の活用等	・アンケート調査、教育相談、個人面談 ・1人1台端末による「心の健康観察」
		中	全校(学年)登校日、部活動等の機会を捉えた面談の実施や、保護者への連絡、家庭訪問等	・継続的に児童生徒の様子を確認
		中・後	1人1台端末の活用、家庭訪問等	・アンケート調査、教育相談、個人面談 ・1人1台端末による「心の健康観察」
(2) 教育相談体制の構築や学校を中心とした組織的な対応等		いつ	どのような機会に	どのように
【教育相談体制の構築】 ・校内の教育相談体制を基盤に、SC・SSWや関係機関の協力を得ながら、全教職員が自殺予防に組織的に取り組む。 ・校内研修会などを通じて、教職員間の共通理解を図るとともに、実効的に機能する自殺予防のための教育相談体制を構築 ・危機対応のための態勢づくりやマニュアルづくりの推進 【学校を中心とした組織的対応等】 ・自殺やその他の重大な危険行為の予兆を捉えた際(※1)には、教職員が抱え込まず、教育相談体制の構成メンバーを基盤に、校長をリーダーとする「校内連携型危機対応チーム」を組織し、危険度に応じた対応を行う。 ※自殺を企図する兆候については、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」第2章(※2)を参照。 ・実際に自殺や自殺未遂が発生した場合には、「校内連携型危機対応チーム」を核に、教育委員会等、専門家、関係機関との連携・協働に基づく「ネットワーク型緊急支援チーム」を立ち上げ、周囲の児童生徒や教職員等への心のケアも含めた対応に当たる。		平常時	職員会議、職員打合せ、職員研修会、教育相談委員会等	・SC・SSWや関係機関の協力を得ながら、全教職員が自殺予防に組織的に取り組む。(別紙資料8参照) ・教職員間の共通理解を図る。 ・実効的に機能する自殺予防のための教育相談体制を構築 ・危機対応マニュアルづくりの推進
		予兆発見時	学校、家庭などにおける様々な機会	・「校内連携型危機対応チーム」を組織し、危険度に応じて対応 ・SC等による支援、SSW等を活用により、医療等の関係機関に繋ぐなど心の健康問題への対応を徹底
		緊急時	学校、家庭などにおける様々な機会	・「校内連携型危機対応チーム」を核に、「ネットワーク型緊急支援チーム」を立ち上げ、即時対応
(3) 相談窓口の周知及び自殺予防教育の実施等		いつ	どのような機会に	どのように
【自殺予防教育の実施等】 ・「SOSの出し方に関する教育のガイドブック」(※3)を活用した「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を実施すること等により、児童生徒自身が心の変化や危機に気づき、身近な信頼出来る大人に相談できる力を培う。 ・児童生徒が安心してSOSを出すことのできる環境の整備に努める。 ※そのために、仲間の心の危機の叫びを受け止め、身近な信頼できる大人につながる力を培うことも必要 【相談窓口の周知】 ・「24時間子供SOSダイヤル」(※4)を始めとする電話相談窓口や、SNS等を活用した相談窓口の周知を積極的に行うこと。		前	学活、帰りの会、ホームルームなど	・「SOSの出し方に関する教育のガイドブック」(※3)を活用し、学級担任等が実施 ・配置SCの活用 ・市町村保健師の活用 ※保健師という地域の資源を意識させるのは、学校の世界がすべてではないこと、卒業後に頼る先があることを知るためにも有効
		前	学活、帰りの会、ホームルームなど	・学校配付の通信等に掲載、カード配付時の指導、教室等に掲示、1人1台端末による教育相談窓口の周知等
(4) 保護者に対する家庭における見守りの促進		いつ	どのように	
・保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促す。		前	・保護者会、学校(学級)通信、メール、懇談等	
・保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知。		前・中・後	・保護者会、学校(学級)通信、メール、懇談等	
・「24時間子供SOSダイヤル」(※4)を始めとする電話相談窓口や、SNS等を活用した相談窓口についても、併せて保護者に対して周知。		前・中	・保護者会、学校(学級)通信、メール、懇談等	
(5) 学校内外における集中的な見守り活動		いつ	どこで	どのように
学校	長期休業明けの前後において、学校として、保護者や地域住民の参画を得て、また、関係機関等と連携して、学校における児童生徒への見守り活動を強化	中 ・ 後	自殺を企図する可能性が高い場所	・地域における見守り活動等 ・休み明けの学校における見守り活動強化
教育委員会等の地方公共団体	学校外における見守り活動については、学校、警察等関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築し、取組を実施。		地域行事が開催される場所等	
県教育委員会	ネットパトロールの強化		長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施	

※1,2 ・「教師が知っておきたい子どもの自殺予防(平成21年3月 文部科学省)」参照
※3 ・令和6年4月16日付け学安第125号「SOSの出し方に関する教育のガイドブックの活用について」参照
※4 ・令和7年4月22日付け学安第110号「電話相談窓口の紹介について」参照
・令和7年6月2日付け学安第181号「電話相談広報カードの配付について(依頼)」参照
※5 ・令和7年4月15日付け学安第 69号「外部専門家(配置SC)を活用した「SOSの出し方に関する教育」の実施について参照

(注)県立学校向け ※3 令和7年4月16日付け学安第125号の2
※4 令和7年4月22日付け学安第110号の2
令和7年6月2日付け学安第181号の4
※5 令和7年4月11日付け学安第 62号